

## 被用者年金一元化の閣議決定(18.4.28)について(概要)

## 【被用者年金制度の一元化の趣旨】

被用者年金制度の一元化については、平成16年年金制度改正法附則の規定を踏まえ公的年金制度の一元化を展望しつつ、今後の制度の成熟化や少子・高齢化の一層の進展等に備え、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者、公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保することにより、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行う。

## 【主な内容】

- (1) 共済年金の1・2階部分の保険料率について、平成22年以降、今後廃止される3階部分も含めた率からスタートして、厚生年金と同じ0.354%ずつ引き上げ、平成30年(私学は平成39年)に厚生年金(18.3%)に統一。
  - (2) 共済年金にある遺族年金の転給制度を廃止するなど、制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消。
  - (3) ・共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)を廃止。  
・人事院による諸外国の公務員年金や民間企業の企業年金及び退職金の実態調査を踏まえ、新たな公務員制度としての仕組みを制度設計。
  - (4) 追加費用の削減のため、税財源である恩給期間に係る給付について、本人負担の差(恩給2%、発足時の共済年金4.4%)に着目して27%引下げ(=(4.4%-2.0%)/8.8%)。ただし、一定の配慮措置(給付額に対する減額率 $\leq$ 10%、減額後の給付額 $\geq$ 250万円)を講じる。
- 4月28日の閣議決定以降、残された課題である以下の事項について、引き続き検討を進めているところ。

## ※法案提出までに更に検討すべき主な事項

- ・個々の制度的差異の解消
- ・新たな公務員制度としての仕組みの制度設計
- ・追加費用減額の施行時期等
- ・追加費用に関する郵政公社、旧三公社等の取扱い
- ・文官恩給の引下げ措置の内容
- ・制度体系・事務組織・積立金の運用主体の在り方